



福岡県医師会第 2124 号（地）
令和 5 年 11 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 5 年 10 月 31 日付けで悪性腫瘍組織検査について新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和 5 年 11 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令 5.10.31 保医発 1031 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 検査料の点数の取扱いについて (日本医師会医療保険課)

日医発第1445号（保険）
令和 5 年 11 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松 本 吉 郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 5 年 10 月 31 日付けで悪性腫瘍組織検査について新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和 5 年 11 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令和 5 年 10 月 31 日付け 保医発 1031 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 検査料の点数の取扱いについて (日本医師会医療保険課)

保医発 1031 第 3 号
令和 5 年 10 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 5 年 11 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 4－2（4）を以下のとおり改める。
 - （4） 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。
 - ア 肺癌における B R A F 遺伝子検査（次世代シーケンシング）、M E T e x 14 遺伝子検査（次世代シーケンシング）、R E T 融合遺伝子検査
 - イ 悪性黒色腫における B R A F 遺伝子検査（リアルタイム P C R 法、P C R－r S S O 法）
 - ウ 固形癌における N T R K 融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査
 - エ 胆道癌における F G F R 2 融合遺伝子検査

- オ 甲状腺癌におけるRET融合遺伝子検査
- カ 甲状腺髄様癌におけるRET遺伝子変異検査
- キ 固形腫瘍（肺癌及び大腸癌を除く。）におけるBRAF遺伝子検査（PCR－rSSO法）
- ク 悪性リンパ腫におけるBRAF遺伝子検査（PCR－rSSO法）

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 4 (略) D 0 0 4 － 2 悪性腫瘍組織検査 (1) ～ (3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア 肺癌における B R A F 遺伝子検査 (次世代シーケンシング)、M E T e x 14 遺伝子検査 (次世代シーケンシング)、R E T 融合遺伝子検査 イ 悪性黒色腫における B R A F 遺伝子検査 (リアルタイム P C R 法、P C R － r S S O 法) ウ 固形癌における N T R K 融合遺伝子検査、腫瘍	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 4 (略) D 0 0 4 － 2 悪性腫瘍組織検査 (1) ～ (3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア 肺癌における B R A F 遺伝子検査 (次世代シーケンシング)、M E T e x 14 遺伝子検査 (次世代シーケンシング)、R E T 融合遺伝子検査 イ 悪性黒色腫における B R A F 遺伝子検査 (リアルタイム P C R 法、P C R － r S S O 法) ウ 固形癌における N T R K 融合遺伝子検査、腫瘍

遺伝子変異量検査 エ 胆道癌におけるF G F R 2 融合遺伝子検査 オ 甲状腺癌におけるR E T 融合遺伝子検査 カ 甲状腺髄様癌におけるR E T 遺伝子変異検査 <u>キ 固形腫瘍（肺癌及び大腸癌を除く。）におけるB R A F 遺伝子検査（P C R－r S S O法）</u> <u>ク 悪性リンパ腫におけるB R A F 遺伝子検査（P C R－r S S O法）</u> （5）～（17）（略） D 0 0 5～D 0 2 5 （略） 第2款（略） 第2節 削除 第3節・第4節（略） 第4部～第13部（略） 第3章（略）	遺伝子変異量検査 エ 胆道癌におけるF G F R 2 融合遺伝子検査 オ 甲状腺癌におけるR E T 融合遺伝子検査 カ 甲状腺髄様癌におけるR E T 遺伝子変異検査（新設） （新設） （5）～（17）（略） D 0 0 5～D 0 2 5 （略） 第2款（略） 第2節 削除 第3節・第4節（略） 第4部～第13部（略） 第3章（略）
---	--

検査料の点数の取扱いについて

令和 5 年 10 月 31 日 保医発 1031 第 3 号（令和 5 年 11 月 1 日適用）

点 数	D 0 0 4－2 悪性腫瘍組織検査 ロ 処理が複雑なもの 5，0 0 0 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0 3 0 4 第 1 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0～D 0 0 4 （略） D 0 0 4－2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3)（略） (4)「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア 肺癌における B R A F 遺伝子検査（次世代シーケンシング）、M E T e x 14 遺伝子検査（次世代シーケンシング）、R E T 融合遺伝子検査 イ 悪性黒色腫における B R A F 遺伝子検査（リアルタイム P C R 法、P C R－r S S O 法） ウ 固形癌における N T R K 融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査 エ 胆道癌における F G F R 2 融合遺伝子検査 オ 甲状腺癌における R E T 融合遺伝子検査 カ 甲状腺髄様癌における R E T 遺伝子変異検査 <u>キ 固形腫瘍（肺癌及び大腸癌を除く。）における B R A F 遺伝子検査（P C R－r S S O 法）</u> <u>ク 悪性リンパ腫における B R A F 遺伝子検査（P C R－r S S O 法）</u> (5)～(17)（略）

（日本医師会医療保険課）